

22号

2012年

2月4日

DVバブルに、負けるもんか！

副代表の神部です。私は損害保険の代理店経営をしています。

皆さんは、交通事故で過失割合という言葉を知っていますか。例えば、信号待ちで停まっている車に後ろから追突した場合は、一方的な事故なので追突した方が100%加害者になります。他にも幾つか例はありますが、通常は、ほとんどの事故が双方に過失があると考えて、状況により80対20とか60対40とか50対50という具合に、過去の判例を参考に解決していきます。要するに、ハンドルを握り、鉄の固まりを運転するのだから、お互い気をつけましょうというのが交通ルールです。

夫婦の間にもルールってものがありますよね。双方過失があるにもかかわらず、一方的に子どもを連れ去るなんてルール違反なんですね。自分の子どもと会えない私達は、そんなに悪い事をしたのでしょうか？子どもを連れ去る側には、なんの問題もなかったというのでしょうか？そんな事ありませんよね。例えば、実家に依存し過ぎていませんか？祖父母も孫を溺愛していませんか？権利意識が強すぎませんか？男女平等が口癖ではないですか？猜疑心が強くないですか？忍耐力や協調性が乏しくないですか？独占欲が強すぎませんか？新しい出会いがあったのではないですか？ただ離婚したくなかったのではないですか？怪しい信仰に入信してしまったのではないですか？考えだしたらきりがありません。

夫婦のことですから、どちらかが一方的に悪いなんてことはまずないんです。ところが都合が悪くなると、ありもしなかったDVをでっちあげて、理由にする妻たちもいるのです。これがまたやっかいなんですね。経済的DVに精神的DVなどいろいろあります。特に精神的DVは、皆さんの話を聞いていると泣けてきます。箸の上げ下げや、お茶の飲み方だってDVにされかねません。（茶道を習っておけばよかったのでしょうか。）あれもこれもDVとやられます。気をつけないと、これからは将来的DVや間接的DVなんてことも言われかねません。この“DVバブル”を早く規制しなければ、一部の悪徳弁護士の思いのまま、一番弱い立場の子どもの権利が奪われてしまい、事態はエスカレートする一方です。

ところが、いまのDV行政は本当に良くない。集団心理により善悪の判断もつかない人でも、見て見ぬふりで、簡単にルビコン川（注）を渡らせてしまう。行ってしまえば「はいそれまでよ」です。引き離しを行政が容認して、司法は黙認しているのです。国をあげての子育て支援、少子化コンプレックスが完全に裏目に出ています。となると、被害者は一体誰なんだという事になる訳で、結局は子どもなんですね。これを悪循環といいます。この渦巻きに溺れてしまった小さな命や、悲観して自殺してしまった人もいます。ハーグ条約加盟はよいことですが、外国の力を借りて国内法に手を入れなければ日本にいる自分の子どもに会えないなんて、どれほど情けない国なんでしょうか。北朝鮮拉致問題が解決しないのも分かる気がします。

話が大きくなりましたが、皆さん、極限状態に追い込まれた時、生き残る人とそうでない人の違いは何か分かりますか？どこかの本に書いてありました。ユーモアがあるかどうかなんだそうです。皆さん、希望を忘れてはいけません。ユーモアを忘れてはいけません。私だって自殺を考えたこともあります。思い留まり、こうして活動しています。死んだらだめですよ。頑張りましょう。

（副代表 神部進一）

（注）ルビコン川：《Rubicon》古代ローマ共和政時代に、属州ガリアとイタリアとの境をなした川。ラベンナ付近でアドリア海に注ぐフィウミチーノ川に比定される。前49年、ポンペイウスとの対決を決意したカエサルが「賽（さい）は投げられた」と叫び、元老院令を無視して渡河したという故事で知られ、重大な行動に出るたとえとして「ルビコンを渡る」と用いられる。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木95 スタジオZ

e-mail : info@oyakonet.org HP : http://oyakonet.org/

会員 入会金500円・会費 2000円

ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号002 普通預金 口座番号4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



親子ネットTOCHIGIから、栃木県パブリックコメントに意見を提出

平成23年12月に栃木県の県民生活部青少年男女共同参画課男女共同参画で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）（案）に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について」の意見募集が行われました。これに対して、親子ネットTOCHIGIから意見を提出したので報告します。

栃木県の提案する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改訂版）（案）」の概要は、基本目標として「DVを許さない社会づくり」を掲げており、平成20年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、「被害を受けたことがある」とする回答が、女性33.2%、男性17.8%となっていて、両性どちらも被害を受けている結果が掲載されています。これを例として被害者に女性が多い背景には、「性別による固定的な役割分担や経済的格差など今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした、いわゆる男性優位の社会構造や意識」が理由と記載されています。

DV防止のための啓発・広報、人権教育の実施、男女平等に配慮した教育の推進等を掲げていますが、相変わらず「婦人相談員」や「女性に対する暴力をなくす運動」など、一方的に「夫から妻への暴力」のみを対象にしていると受け取れる記述がありました。そして提案内容の中には、DV被害者の支援事業のみが列挙され、残念ながらその根底となる「DV判断基準」の文言は一切ありませんでした。

親子ネットTOCHIGIからの提案内容としては、親子ネット作成の【親子の引き離しに利用されている「とんでもないDV」「ありえないDV」問題に関するアンケート調査報告書】（親子ネットHP参照）と、【第3回人権救済条例見直し検討委員会議事録（鳥取県）】
[http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/237496/jorei-kyusai_kentou20060723.pdf] を参考資料として同封し、配偶者間の暴力ということであれば、「夫から妻」も、「妻から夫」も含まれること、明らかにDVではない行為をDVと強弁され、離婚時の子供の親権争いに利用されている例が数多存在すること、鳥取県人権救済条例見直し検討委員会の議事録には、「離婚理由を作るために、DV法を利用したいという相談が結構ある」という検討会委員の発言が明記されていること等の事例を提示して、以下のような意見を提出しました。

我が国では、いまだに離婚後は単独親権制を採用しているため、離婚時には子の親権争いが後を絶ちません。家庭裁判所では、子どもの養育環境の現状維持を重視するため、相手よりも先に子を確保することが奨励され、離婚前から子どもを連れて別居し、親子引き離しをすることも広く行われています。本来的には同居と相互扶助の義務がある夫婦が、容易に別居・離婚ができ、その条件である親権・監護権、財産分与、慰謝料などの交渉を有利に運んだり、連れ去りや引き離しの口実として広く悪用されているのが、「虚偽D

V」「捏造DV」なのです。

本当のDV被害者支援を行うためには、「DV被害者を見極める」ことが必須であり、どちらの証言が正しいのか、その真偽を検証する必要があること。そして、どのような行為を、どの程度の強さで、どの程度の頻度で、どの程度の期間にわたって行くとDVになるのかの規準がなければ、今回の施策提言に含まれる様々な被害者支援は、「被害者ではない人への税金投入」になる可能性もあります。鳥取県人権救済条例見直し検討委員会の議事録にあるような悪質な例では、適切でない様々な行政サービスの付与は、「明らかな公金の詐欺・搾取」への「支援・協力」になってしまいう可能性があります。

男女共同参画とは、単に夫から妻への暴力を排除すればいいというものではありません。夫婦が力を合わせて子どもを育て、明るく健全な家族、地域社会、そして未来を創造していくためにあるものと信じています。DV被害者を救済するのはもちろんですが、虚偽DVによる冤罪被害者の救済、DV加害者の再生教育と夫婦・家族関係の修復支援、離婚後の親子交流支援など、真の家族支援に向けた施策を充実させていただくよう希望いたします。

今回のDVパブコメに意見を提出したことを、県庁内の県政記者クラブ（18社）に、お知らせという形で公表し、さらに、2月19日に開催される「親子引き離しの元凶『DV悪用』『診断書悪用』を追及する！」講演会の予告も併せてお知らせしました。

親子ネットTOCHIGIは平成22年11月に発足しました。栃木県からは東京での定例会やデモ行進などに、十分に参加できる環境にはあるのですが、参加をためらっている又は諦めてしまっている人がいるのではないかと、栃木県にも窓口をつくっていただきました。この一年間で数件の問い合わせを受けましたが、まだ単独で定例会等の活動はできていません。そこで、親子ネット（関東）と協力しながら、今回の意見提出のような活動を行っています。いずれは県内の会員同士での意見交換会等の情報共有・地方議会への陳情・請願等の活動もしていきたいと思っています。

みなさんの住んでいる地域や通勤先の地域でも、親子の引き離しに関係のあるパブリックコメント募集があった時には、意見を提出してみたいかがでしょうか。

今年はハーグ条約への批准、及び国内においても昨年6月に一部改正（離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流を明示）された民法の施行が4月1日から開始されます。これらによって欧米並みの面会交流に少しでも近づくことを期待したいと思います。一人では難しいことでも、みんなの声を合わせれば、世の中を少しずつ変えていくことが出来ると思います。力を合わせ頑張っていきましょう。

（親子ネットTOCHIGI代表 佐藤英明）

なお、今回提出しました意見書の全文は、近日中に親子ネットTOCHIGIのHPに掲載する予定です。

女性だって引き離される(1)

ハーグ条約に加盟していたなら…

私は現在、アメリカ人の夫とアメリカで離婚裁判中です。4歳と2歳の子どもがいます。夫とは日本で出会い結婚し、子ども達2人も日本で生まれ育ちました。

2010年の年末に、家族4人でアメリカに住んでいる夫の家族の元を訪れた際、突然夫から「もう日本には帰らない。」と告げられました。そして、私だけ日本に戻り、ビザを取り、引越しをして再びアメリカへ戻ってくるように求められました。いつの間にか子ども達のパスポートも隠されていて、一人での帰国を余儀なくされました。泣く泣く一人で日本に戻ったところ、今度は夫から色々理由を付けられて、「今すぐにはアメリカには来させられない」と言われました。子どもを人質に取られているような私には、夫の言うことに従うしかありませんでした。

「何かがおかしい」と思いながらも、ここで離婚を切り出しても子どもは取り返せない、夫の「離婚する気はない」、という言葉を信じるほかありませんでした。スカイプで夫と子どもと交流を続けてきましたが、2011年7月末「もう一緒には暮らせない。子どもは一人で育てていく」と告げられました。その時、「この半年間は、子どもの常居地をアメリカにするための作戦だったのだ（アメリカにはUCCJEAという、住んでいる州が違う場合に子どもの親権を決める際、管轄権はどこかを定める法律があります）」と分かりました。

弁護士探しに難航し、3ヶ月かけてようやく引き受けてくれそうな弁護士が見つかり、委任契約するためにアメリカへ行きました。到着した翌日に弁護士と会い、受任してくれることになり、その翌日には、裁判所に離婚提訴することができました。さらに、その翌日にはemergency hearingが裁判所で行われ、滞在期間中子どもと会わせるように、と裁判所から命令が出ました。

日本がハーグ条約に加盟していないため、私が日本に子どもを連れ去る恐れがあると懸念され、夫の家で、夫の両親どちらかの監督の下での面会ではありましたが、滞在中の4日間、子ども達と過ごす事が出来ませんでした。調停を申し立てても、なかなか子どもに会う事ができない日本とは比べ物にならないほどの、早急な対応でした。

もうママには会えないと恐らく思っていた子ども達は、バグー一杯に持っていったプレゼントよりも、私と会えたことをとても喜んでくれました。引き離された時には1歳半だった娘も、私を見るなり「ママ」と抱きついてきてくれました。子どもに会えなかった7ヶ月間、本当に辛くて、何度も諦めそうになりましたが、あの笑顔を見ることができ、諦めないで良かったと心から思いました。

これから裁判は続きますが、日本がハーグ条約に未加盟であることが大きな壁となって立ちはだかっています。日本人の女性が、子どもを連れ去ってきて父親

に子供を会わせていないこと、日本政府がそれに対して、何も措置をとらないでいるという事実が大きく影響するから、監護権を取ることは難しいだろうと、弁護士からすでに言われています。日本がハーグ条約未加盟なことを、夫は逆手にとったにも関わらず、今度は日本がハーグ条約を結んでいないと非難されるのです。アメリカは共同親権が基本で、面会権も非監護親に与えられますが、私がアメリカに住む事が出来ないということを知りながら、子どもと母親を引き離し、全て自分の有利になるように持ち込んだという行為はフェアではありません。

夫のことを恨んではいませんが、子どもに辛い思いをさせなくて済むよう、国際結婚だからこそ、もう少し歩み寄ってほしかったと、残念でなりません。

子どもに会えず、電話もできない父親、母親が、日本国内に大勢いることを思えば、スカイプでの交流もできているのだから、私は恵まれているかもしれません。しかし、子どもにはphysical contactが必要です。スカイプでは、子どもがおばあちゃんに怒られて泣いていても、兄弟喧嘩をして泣いていても、抱きしめてあげることもできません。子どもの大好きなご飯を作ってあげることもできません。離婚することが決まってから数ヶ月経ちますが、まだ「子どもが側にいない」という現実を受け入れることができずにいます。毎朝目覚める度に、その現実と向き合わなければいけないことがとても辛いですが、今私に出来る事は、出来るだけ多く子どもと会話をし、子どもに愛していることを伝えることだと思っています。そうして子どもの自己肯定感を少しでも育ててあげることが、私にとっての子どもに対する責任だと思っています。例え一緒に住めなくても、子どもが大きくなって、母親を求める日が来るまで、頑張り続けたいと思っています。

(佐藤凜子)



女性だって引き離される(2)

父親が子を連れ去って監護実績を積んだら…

7歳だった長男は、父親に連れ去られました。1週間後に調停を申し立て、4回の調停を経て訴訟となり、2年半経った今、親権・監護権共に父親で、私が全て屈した形の和解で終わろうとしています。

調停当初から、「母子家庭の様な生活で育った子だから、精神的に心配だ」「一生の心の傷になるから」と、強くお願いしていた面会さえ、和解案にはありませんでした。何一つ私の要求を満たそうとしない裁判官には、「両親との関わりは重要だ」「子の福祉の為だ」と話しても、「考え方の違いだ」と言われ、裁判所は子との面会ができるように動いて頂けないのかと訴えても「子の意志の尊重」と言います。私が当初から言っていたこれらの言葉は無視・無効で、現状監護している父親の意見は有効とされ、だから見込めない子どもとの面会は和解案に入らないと言われましたが、私には裁判官が法律を誤って運用しているように思えてなりません。

父親は「早く決着を」と言いながら、調停第1回目をドタキャン、2回目は大幅な遅刻で弁護士と現れ、話し合う気は全くなく、訴訟では嘘ばかりの具体的な内容がない主張をし、書面や証拠等提出物の遅れも多く、それでも何のお咎めもありませんでした。そして、引き離している間にも、学校や周囲に私の子への虐待等、嘘を触れ回り、母親を拒絶する様、学校の協力を得て、子どもとの関係、状況は悪化するばかり。面会交渉を申し立てると、子どもの様子が一変して、私を見ると走って逃げ出す様になりました。

調停時からお願いしていた調査官調査は、調停当初から調査官が同席していたにもかかわらず、父親の意見を優先して開始されませんでした。2年経ってようやく行われた調査は、時すでに遅く、本当に表面的な子の様子しか見えない、現状を認めるものにしかなかった。学校の調査結果についても、実態を全く反映していない内容で、子どもが母親に対しての拒否的な発言があるなど、明らかに事実と異なることまで記述されていました。

調査報告書には、結論として、監護状況に大きな差はないとしながらも・・・子は父親のもとで2年以上生活をし、高い評価を得るほど適応している。『了解を十分に得ずに子を連れて出た結果であるとしても』決して軽視できるものではない。父親のもとでの家庭生活の充実と現時点での母親への嫌悪感の存在は重要なことと思われ、十分に考慮されるべき・・・とありました。

調査官に対して、寛容性が高いことを強く主張し、理解されたと思っていましたが、結果的には親権は私ではなく、父親と決定されました。別居までの7年間の子の生活や監護状況は一切考慮せず、寛容性の比較

もなく、引き離しの2年半の空白を覆すような大きな問題がなければ、現状が優先されて連れ去った親に親権がいくんだと身をもって体験しました。その判断が、今後の子の成長にとって大きな間違いであったら、誰が責任を取るのでしょうか。

調査官は「争いは早く止めるべき」と発言し、裁判官も「今まで訴訟過程にあったから」と面会出来なかった理由にし、今後は「当事者間で話し合え」と「現実的に面会が行えるかは子の意思次第」と平然と言いますが、それが出来れば、この2年半の経過はありませんし、今までの訴訟内容・様子を考えれば、難しいことは解り切っているのです。

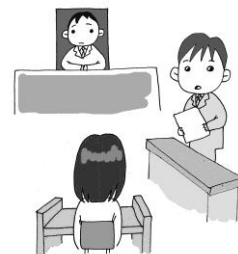
様々な問題が多かった婚姻生活で、様々な精神的苦痛を受け、破綻理由は相手にあるとした私の主張は、私が現に具体的な法的手段をとらなかったからと認められません。逆に、子を連れ去り別居するという強硬手段をとった父親には、精神的苦痛が認められました。私に対して精神的苦痛を与えていた者でも、子どもと生活し世話をしていれば「善人」となってしまうのでしょうか。

両者の食い違う主張に、裁判所は子を連れ出した経緯を重要視し、子どもの連れ去りが不当であることは明らかにされましたが、それでも親権を父親に決定したということは、連れ去りを肯定したのと同じです。調査報告書で判断したと言う裁判官でしたが、その報告書は誤った記述もありましたし、そもそも引き離した後2年経ってからの調査でなにが分かるというのでしょうか。

裁判は文章が最重要視されるから、と説明しながら、通り一遍の調査で誤った内容の報告書を作成した調査官。誤った内容について指摘すると、まともに取り合うこともなく、判決にしても変わらないと断言した裁判官。本当に許せない想いです。

夫婦だけでは調整がつかず、困っているから、子の福祉を最優先に考えてくれる救世主だと信じて裁判所の門をくぐるのです。その裁判所が、連れ去り行為を非難するどころか、連れ去られた親の持つ権利を平等に扱わず、「現状追認」という不当な結論を導いているとは。本当に理不尽な惨い現実だと思います。

(大田未希)



女性だって引き離される(3)

いつかは会える日が来るから…

私は平成19年に引き離しを受け、苦しんでいる母親です。元夫に家を追い出され、子どもに会えなくなりました。一日中子どもの事を思い続けて、食事や睡眠も摂れなくなり、苦しみ悩む日々を送りました。

何が起きているのか、どうしたらいいのか全く分からないまま、調停を始めました。裁判所なら、夫婦が別居・離婚したからといって、親子が会えなくなることを、どうにかしてくれるだろうと信じて…。

しかし、実際はそうではありません。結局は子どもの取り合いで、お互いを罵り合うばかりでした。元夫は、子どもを私に会わせないために、子どもを囲い始めました。調停での事、書類をすべて子どもに伝え、私の悪口を子どもに言い続けました。PASが進行し、私が会いにいくと、子どもが逃げ出すまでになりました。子ども達は私に「会いたくない」と言うようになり、その結果、親権は取れず、月1回の面会交流を約束して離婚しました。でも、子どもが会いたくないとの理由で、元夫は子どもと私とを完全に引き離しました。3年間、子どもとの交流が出来ない辛い日々が続きましたが、毎月子ども宛にハガキを送っていました。

でも、突然状況が変わりました。それは、元夫が変わったからです。囲い込みをやめて、お母さんに会ってもいいと子どもに伝えたのです。子どもが成長し、母に会いたいと言えるようになった事もあるでしょう。長男が高校2年生の夏でした。その後、長男と会うたび、急速に親子の関係は修復出来ました。今高校3年生の長男は、彼女との事を相談してきたり、家での不満を言うてきたりして、離れて暮らしているからこそ話せると思うのですが、頼れる場所が私になっている事を嬉しく思います。今ではバイト帰りに週2回くらいは私の家に寄って、いろいろ話をしてくれます。年末からお正月にかけて、長男が入院していた為、仕事帰りに毎日病院に通って、母親らしい事をしてあげる事もできました。会えなかった3年間は戻ってこないけれど、今、離れて暮らしていても出来ることを子ども達にしてあげるために、私は日々頑張っています。金銭的にも、精神的にも、頼ってきた時に応えられる強い母でありたい。子どもから、「お母さんは、会うと泣くから嫌だ」と言われたから、私は会えなくなってから、もう絶対子どもの前では泣かないと誓い、頼ってきたら何でも受け止められる母になりたいと自分を奮い立たせ、仕事にも、生活にも、自分の全てに自信をもてるように頑張ってきました。

そして、PASが一番ひどかった次男が、中学2年生の3月に、突然会いに来ました。ジュニア野球の日本代表で台湾遠征に行くから、お金を援助して欲しいとの事で、母として頼られたのです。私は離婚で辛い思いをさせてしまったことを謝り、これから離れていても親子には変わりはなく、出来る限りのことをしてあげたい。ずっとお母さんは子ども達のことを死ぬまで愛していることを、精一杯泣かずに真剣に伝えました。そして次男に援助をし、台湾遠征に行かせてあげました。

今、中学3年生になった次男が、「お母さんに会いたくないと言っていたけれど、そう言うしかなかったんだよ。一度もお母さんに会いたくないなんて思ったことないよ。どれだけお母さんがいなくなって、大変で、家が変わったと思う？辛かったよ。だから、12歳と9歳の弟達も、お母さんに会いたくないと言っているけど、会いたいに決まっている。今は無理なだけだよ。」と言ってくれた時には胸がいっぱいになりました。最近一番嬉しかったのは、高校で使うグローブを入学祝いでプレゼントしたら、そのグローブに特注で「親に感謝」と文字を入れ、ガールフレンドを連れて見せに来てくれたことです。引き離された時には「くそばあ。会いに来てんじゃねえよ！」と私を一番罵っていた次男でした。長男から聞いた話ですが、引き離しにあってすぐの5年生だった頃、一番泣いて私に会いたがっていたのは、次男だったそうです。

そして、次に会えたのは、四男でした。5歳だったのに今はもう9歳。甘えん坊で私にべったりだったのに、引き離された頃には会いにいくと泣きながら逃げ出していました。それが、去年のクリスマスに手作りケーキとプレゼントを渡しに行った時、長男が四男を連れて出てきてくれました。四男はどうしていいか分からないのか、私が「おいで」と声をかけても、車の陰から出て来られませんでした。「いいよ。そこで聞いて。今日はお母さんに会いにきてくれてありがとう。それだけで嬉しいし、頑張ったね。お兄ちゃん、ケーキ持てないから、お願いだから取りに出てきて」と声をかけると、私の目の前まで可愛い顔を出して、ケーキを受け取ってくれました。長男が「お母さんと握手だけでもしろよ」と言ってくれましたが、出来なかったので、「プレゼントもらったら、ありがとうは言わないとダメだよ」と私が言うと「ありがとう！」と声を聞くことが出来ました。目の前にいる我が子を抱きしめたいのをグッと我慢してその日は別れました。

三男は6年生。今はまだ難しい状態ですが、誕生日のケーキを作ってあげたら、「『ありがとう』とお母さんに言ってねと言っている」と元夫からケーキのろうそくを笑顔で吹き消す写真が送られてきました。

子どもはお父さんもお母さんも大好きです。今は、子どもの為に元夫となるべくよい関係を保つように努力しています。そして私は出来る限り協力して子育てしていきたいと話しています。

会えていなくても、諦めず元気であること。会いに来てくれた時に頼れる母でいたいと頑張ってきたから子どもに会えていると思っています。

(Nana)



「期待」～流れ星に願いを込めて～ ☆

(東日本大震災の対応)

平成23年3月11日の東日本大震災と原子力発電所の事故によって、日本列島、特に東北地方にもたらされた傷は今なお深い状況であり、1日も早い復興・復旧を心からお祈りいたします。

大震災発生から約3ヵ月後の6月20日に「東日本大震災復興基本法」が成立し、7月29日には「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定されました。さらに環境省を主務官庁とした放射性物質汚染対処特措法が8月30日に成立しました。被災地の復興・復旧はまだまだ始まったばかりで、道程は長くて険しい状況ですが、時間との勝負ですから、考え得る様々な方策を企画し、実行していく必要があるのは言うまでもありません。

(親子の交流)

同じように、我々が直面している問題も、早急に対処しなければいけない問題です。会えない間にも子どもはどんどん成長していきますから、面会交流が途絶えた状態を先送りしている場合ではありません。

第180回通常国会が平成24年1月24日から6月21日までの150日を会期としてスタートしました。総理大臣による施政方針演説では、3つの優先課題(東日本大震災からの復旧・復興、原子力発電所事故との戦い、日本経済の再生)その他の話がありましたが、親子や子育て支援のことやハーグ条約に係ることは言及されませんでした。

それでも、昨年5月20日には、ハーグ条約の締結に向けた準備を進めることが閣議決定され、5月27日には民法第条が改正されて面会交流が明言化されたところであり、着実に世の中が変わり始めています。ハーグ条約の批准については、本年1月19日に外務省の「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」の検討結果として「論点まとめ」が、1月23日に法務省の法制審議会から「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)』を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱案」が取りまとめられたところであり、これらを指針として今国会で国内法が策定されていくと思われまます。まだまだその内容を見守っていく必要がありますが、今後は昨年先送りにされた「親子の交流断絶防止法」についての議論を再開していただくことを切に望みます。

野田総理大臣は「国政の重要課題を先送りしてきた『決められない政治』から脱却することを目指す」と言っていますので、実りある具体的に実行可能な国内法が整備されることを期待していきましょう。

(親子ネット)

親子ネットは、別居や離婚していても親子が自然に会える社会の実現を目指しています。親子が自然に会って何気ない会話をする、当たり前の日常生活を通

して、子ども達一人ひとりが将来への夢や目標を持ち、未来を切り拓く力を身につけてもらいたいと考えています。

親子ネットの活動力の核心は、新しい時代を切り拓こうとする「先進力」と親子ネットに集う様々な主体が緩やかに力をあわせる「協働力」にあります。これからの時代にふさわしい「親と子どもが自然に会える社会」を「先進力」によって目指すとともに、会員、非会員及び他団体などが力をあわせた「協働力」を一層発揮して、共通の悩みを抱える方々を支え、新しい社会を創り出していければ素晴らしいと思います。

そのためにも会員の皆さんは定例会や各種行事に参加して情報を交換したり、個人でできることを行って、新しい社会の実現に向けて多様な担い手による主体的な活動を積極的に行っていきましょう。

(私事)

私は平成22年7月に妻が別居した時に二人の子ども達を連れ去られたのですが、平成23年6月に面会交流は原則1週間に1回程度(ただし、長期休暇のある時には宿泊を含む)、交流を通じて監護養育を行うこと、また、学校行事等の情報を共有し合うことで調停調書を交わしました。

調停調書を交わす以前から子ども達には時折会えたのですが、当初は「今日はパパに会いたくないから来ないで」と言われたり、偶然町で会うと逃げるような素振りを見せられたこともありました。それでも交流を続けていくうちに、そのようなことはなくなりました。しかし子ども達は多感期に入っているのでも、いつも心にはまだ傷跡が残っているのではないかとあって、心のケアを大切に交流と監護養育を続けています。

ところで、昨年12月4日の21時頃、子どもと家で食事をして相手方に送る時のことでした。澄み切った夜空で星がたくさん見えたので、子どもに教えてやりたいと思い、南の空を指差して、あの明るい星は木星だよといった時に、南西の方角が突然明るくなったかと思うと、大きな光の玉が東北の方角にさあっと流れていきました。(この流れ星はネットでも話題になりました。)

子どもと顔を見合わせてほぼ同時に「流れ星だね!」とお互いに声に出しました。流れ星が輝いている間に願いごとを唱えると叶うと言われていましたよね。まさにその時「子どもと一緒にいろいろな教えてやりたい」と思っていたのですから、今後もずっと自然に会えるようになることを期待しています。そして、その願いは私だけでなく、子ども達に会えなくなっている全ての親と共有する願いであることはもちろんです。

(渡辺隆之)

子どもの目線に立つ

梅津 なみえ

長女が2歳くらいのとき、駅のホームで「のんのさんがいる！」と指さした。横にいた初老の男性の方が、「どこに仏様がいますか？」といぶかしげに聞いてきた。私は、娘の指さした「のんのさん」は、斜め前にあった仏壇屋の看板の片隅に描かれた仏像だと男性に教えた。男性は「お嬢ちゃん、よく見つけたね。おריךょうさんだね」とっこり笑っていた。長女も「おריךょうさん」と言われて、ちょっと得意そうな表情になった。子どもは、大人は気が付かないものを注視したり、些細なことを喜んだりするものである。

「子どもの目線で考える」…子どもの発達と心理を考慮して、子どもが安定した生活ができるようにすることである。

昨年11月12日親子ネット講演会の後半、パネルディスカッションのパネラーとして、私は次のような意見を述べた。「久しぶりに親子交流の機会が持てたとき、そこが初めて行く会議室のようなところだったら、子どもは不安でしょうがないはず…。“パパのことが好き？”と聞いて“NO”と言ったとしたら、それはパパへのNOではなくて、その場所にいることが不安なだけだ。きっと、子どもの慣れ親しんだ公園や児童館での親子交流なら、それだけで子どもの緊張感は少なくなり、楽しい親子交流の時間となるはず」といった話をした。

例えば、私たちも、初めて訪れる場所で、初対面の人と会うとしたら、それなりに緊張するものだ。そして、不安感を少なくするために、あらかじめ訪問先の道順を確認したり、場合によっては、初対面となる人の関連情報をネットで検索して「安心材料」を手に入れる。では、子どもの場合、“初体験”をどう克服するか？それは、ママ（パパ）という「安心材料」がそばにいてくれることである。初めての場所に行くと、慣れるまでママ（パパ）にぴったりとくっついてるのはそのためである。子どもがその場所に慣れないうちに「遊んでいらっしやい」と子どもの背中を押すのは、「子どもの目線」ではない行為である。

「子どもの目線」…乳幼児からいまのこの社会を見ると、大きさ、スピード感、音量、においなどあらゆるものが「不安材料」だらけである。だからこそ「大丈夫だよ。ママとパパがきみを見守っているよ」という笑顔とことばがけが大事なのだと思う。

(NPO法人 保育支援センター 理事長)



【手帳にメモして】

■親子ネット講演会シリーズ2「親子引き離しの元凶『DV悪用』『診断書悪用』を追及する！」

日時・場所：2月19日(日)13:00～16:30
文京シビックセンター スカイホール
参加費：1500円（資料代含む）
問合せ：090-1052-7281（藤田）

■親子ネットNAGANO相談会

日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30
※変更の際は事前にブログ等で告知。
場所：親子ネットNAGANO事務局（長野県白馬村）または電話相談（スカイプ対応）も可能。出張相談所の開設も可。
相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費は不要。
※24時間前までに予約をお願いします。

問合せ：kodomokenri@gmail.com

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

自助活動：毎月第1木曜日19:00～

会議：毎月第3木曜日 19:00～

場所：スペースF（国立市中3-11-6）

問合せ：042-573-4010（スペースF内）

■ SOS! 会えない親子のホットライン

日時：第3木曜日 19:30～21:30

問合せ：042-573-5791（くにたち子どもとの交流を求める親の会）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【活動日誌】

- 12/9 民法改正の趣旨を無視する裁判官調査官の是正を求める意見書を最高裁に提出
 - 1/7 運営委員会
 - 1/21 定例会
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【マスコミ】

- 12/19 「親の離婚と子どもの権利」 「共同親権の議論急げ」（東京新聞）
- 12/20 日米外相会談でクリントン国務長官がハーグ条約調印に向けて『決定的な一歩を進める』よう日本政府に対し促す（AFP, Mainichi Daily News）
- 12/23 「子ども連れ去り」で飛び出した裁判官の<トンデモ>発言（週刊朝日）
- 12/25 想定外/調査官クビを求められた最高裁長官「官僚の責任」（サンデー毎日）
- 12/24 日本人女性長女連れ去り、娘が米国に（TBS）
- 12/24 米から子を連れ帰った女性釈放（NHK, 毎日新聞）
- 12/25 “連れ去られた”長女が米国到着 父親が会見（テレビ朝日）

12/25 長女連れ去り「娘戻り奇跡のようだ」（TBS, 共同通信, 日本経済新聞）

12/25 Christmas Miracle for Dad
Locked in Custody Battle 「親権争いに巻き込まれた父親のクリスマスの奇跡」（ABC）

12/26 日本に連れ去られた娘戻り、「クリスマスの奇跡」と米国の父親（AFP）

1/5 ハーグ条約加盟へ法案 国際結婚破綻に備え（U.S. FrontLine）

1/5 外国人の夫、子連れ帰国/ハーグ条約未加入 母親手出しできず/専門家「国際ルールで解決を」（朝日新聞）

1/9 子供の強制引き渡し、年120件…家裁決定で/保育園で子供奪い合い 強制引き渡し 心に残る傷 心配（読売新聞）

1/19 親子の所在把握、外相に権限=ハーグ条約加盟へ論点整理-外務省（時事通信）

1/19 なぜ子どもに会えない… 失われた“時”を返して（FNN）

1/21 Parental abduction in Japan /Child-snatchers/ A dark side to family life in Japan～日本における親による連れ去り事件 子どもの連れ去りをする者たち～日本の家族制度の暗闇（The Economist）

1/22 ハーグ条約加盟へ外務省が指針（NHK）

1/22 ハーグ条約：子の所在、DV施設紹介 指針で外相に権限（毎日新聞）

1/23 子の返還、強制執行も=ハーグ条約加盟へ手続き規定-法制審が要綱案（朝日新聞）

1/23 ハーグ条約加盟へ要綱案 子の返還で強制執行も（日本経済新聞）

1/23 子の返還、強制執行も=ハーグ条約加盟へ手続き規定-法制審が要綱案（時事通信）

1/23 法制審 ハーグ条約巡り要綱案（NHK）

1/23 【ハーグ条約】DV証明困難 運用不安（産経新聞）

1/23 子の返還、強制執行も=ハーグ条約加盟へ手続き規定-法制審が要綱案（ウォール・ストリート・ジャーナル日本版）

1/26 今週のキーワード「ハーグ条約」（文芸春秋）

1/27 外務省、ハーグ条約で官民の対応チーム（日本経済新聞）

1/29 条約運用は子の利益優先で（日本経済新聞）

1/29 共同親権制度 “日本でも導入を”（NHK）

【編集後記】

■昨年12月に、引き離し21号をお送りしてから2ヶ月経ちました。この2ヶ月の間に、いろいろなことがありました。週刊朝日やサンデー毎日といった、日本を代表する週刊誌に、親子引き離しの記事が掲載され、その後も、日本経済新聞や読売新聞、産経新聞といった全国紙に、頻繁に記事が掲載されています。その論調も、以前のような、離婚したのにまだ子どもに未練があるの？ではなく、たとえ離婚しても、親子の交流は大切なものという視点が見られるようになりました。そのような流れを作った一つのエピソードが、ハワイで逮捕され、米本土での裁判で司法取引により連れ去った子どもを放棄した日本人元妻の事件ではなかったでしょうか。

■「素敵なクリスマスプレゼント！」と、再会を喜び合う父親ガルシアさんと長女カリナちゃんの奇跡は各国で報道され、最近ではイギリスの経済誌Economistでも紹介されました。法律も人の心も、変えるのは時間のかかる作業です。それでも、ガルシアさんとカリナちゃんの奇跡と、そこから生まれた更なる進展を考えると、信じて進んでいこうという気持ちになります。

■しかし、自身の現実を見るにつけ、愕然とすることも多々あります。1月26日は娘の14歳の誕生日でした。引き離し後最初の11歳の誕生日は、こっそり繋がっていた「サークルリンク」で、ブルーのドレスをプレゼントしました。バーチャルなプレゼントでも、娘はとても喜んでくれました。12歳では、共通の趣味に絡めて、ループを贈りました。妻が渡してくれるかどうか心配しましたが、1週間後に「パパ、ありがとう」の手紙が届きました。

■それでも最近では、次第に大人になっていく娘に、何をプレゼントすればいいのか悩むようになりました。以前はプレゼントを探しに出掛けた時には、心の中にいる4年生の娘が、「私はこれがいいな」「パパ、これ買って」と言ってくれたのですが、今では4年生のままの娘の面影は、悲しそうに下を向いて、好みを教えてくれなくなりました。

■私たちの問題には、相手方という敵と、法律という障害、そして社会の無知という誤解があります。しかし、それらよりも恐ろしいのは、時の流れという止められない事実です。一刻も早く、この国の社会が変革して欲しいと願わずにはいられません。そのためにも、できることを精一杯努力していきましょう。

（印旛一帆）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親同士と一緒にいても別れても、それは変わりません。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページやブログの運営その他、会報「引き離し」を隔月で発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木95 スタジオZ

e-mail: info@oyakonet.org

HP: http://oyakonet.org/